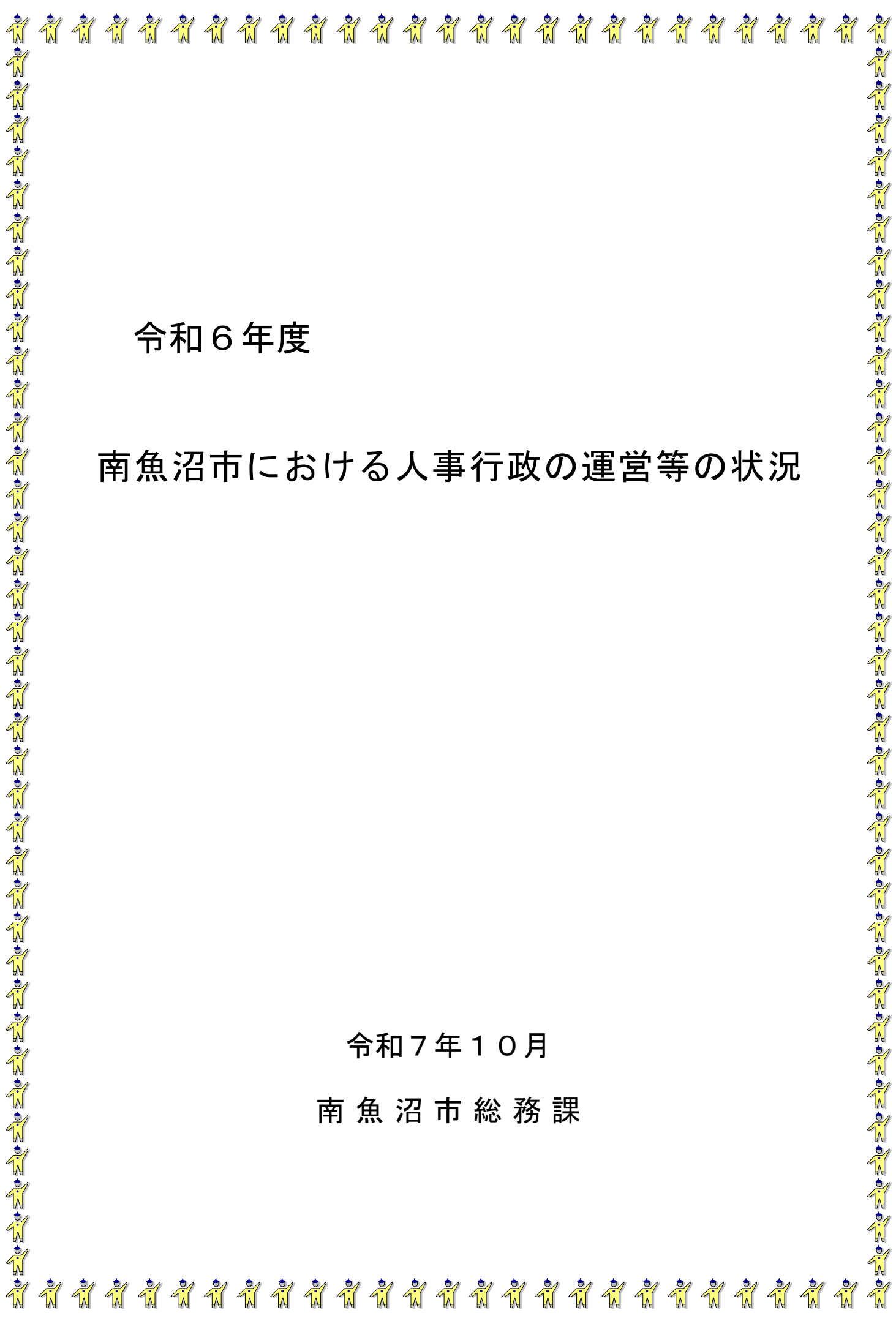




令和6年度

南魚沼市における人事行政の運営等の状況

令和7年10月

南魚沼市総務課

令和6年度 南魚沼市における人事行政の運営等の状況 目次

1 職員の任免及び職員数の状況	1
(1) 採用日別職種別採用者数	1
(2) 職種別事由別退職者数	3
(3) 各年の一般職員数	3
(4) 一般職員数の状況	4
(5) フルタイム会計年度任用職員	5
2 職員の人事評価の状況	7
(1) 人事考課制度について	7
(2) 人事考課制度の概要	7
3 職員の給与の状況	8
(1) 人件費の状況	8
(2) ラスパイレス指数の状況	8
(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	8
(4) 一般行政職の級別職員数の状況	11
(5) 昇給期間短縮等の状況	11
(6) 職員手当の状況	11
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	14
(1) 勤務時間、休憩時間の状況	14
(2) 休暇の取得状況	14
(3) 休暇の種類	14
5 職員の休業の状況	16
(1) 育児休業及び部分休業の取得状況	16
(2) 介護休暇の取得状況	16
6 職員の分限及び懲戒処分の状況	16
(1) 分限処分の状況	16
(2) 懲戒処分の状況	17

7	職員の服務の状況	17
8	職員の退職管理の状況	17
9	職員の研修の状況	18
	(1) 職員の研修の状況	18
10	職員の福祉及び利益の保護状況	20
	(1) 共済組合の給付事業の概要	20
	(2) 南魚沼市職員組合共済事業	20
	(3) 安全衛生管理	21
	(4) 職員の健康管理	21
	(5) 利益の保護の状況	21
11	公平委員会の業務の状況	21

南魚沼市における人事行政の運営等の状況

地方公務員法により、地方公共団体の職員の任用、給与、服務や勤務条件等の人事行政の前年度の運営状況について、その公平性と透明性を高めるために公表することが義務付けられています。

南魚沼市においても「南魚沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、令和6年度の状況を次のとおり公表します。

なお、地方公務員法の改正により、非常勤職員は令和2年度から会計年度任用職員として任用されることとなりました。週の勤務時間が常勤職員と同じであるフルタイム会計年度任用職員につきましては、職員数の状況について公表します。

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 採用日別職種別採用者数

① 令和6年4月1日採用 合計78人

競争試験による新規採用	計 55人
事務職員	18人
社会福祉士	4人
保育士	4人
消防士	3人
保健師	1人
看護師	11人
医療技師	14人
選考による採用等	計 5人
医師	4人
歯科医師	1人
再任用による採用 ※	計 18人
事務職員	10人
保健師	1人
看護師	3人
公認心理士	1人
医療技師	3人

※「再任用による採用」は、定年退職した職員の知識・経験を活用するために期間を定めて再度採用するものです。

② 令和6年4月2日～令和7年3月31日採用 合計9人

職 種	人 数	採用方法
事 務 職 員	2人	競争試験・選考
介 護 福 祉 士	3人	競 争 試 験
医 師	1人	選 考
薬 剤 師	1人	選 考
看 護 師	1人	選 考
医 療 技 師	1人	競 争 試 験

③ 令和7年4月1日採用 合計93人

競争試験による新規採用	計 65人
事 務 職 員	25人
技 師	2人
社 会 福 祉 士	2人
保 育 士	6人
消 防 士	3人
保 健 師	3人
校 務 員	1人
運 転 員	1人
看 護 師	13人
医 療 技 師	9人
選考による新規採用	計 7人
事 務 職 員	1人
医 師	6人
派遣による採用等 ※	計 3人
指 導 主 事 (県 より)	3人
再任用による採用 ※	計 18人
事 務 職 員	8人
保 健 師	2人
校 務 員	2人
看 護 師	3人
公 認 心 理 士	1人
医 療 技 師	2人

※「派遣による採用等」は、県からの指導主事の割愛採用によるものです。

※「再任用による採用」は、定年退職した職員の知識・経験を活用するために期間を定めて再度採用するものです。

(2) 職種別事由別退職者数

令和6年度退職者等 合計65人

(単位：人)

区 分	事務職	保育士	技能職	消防職	医 師	保健師	看護職	歯科 衛生士	医療 技術職	合 計
定年退職	5	2	3	2	1	1	3	1		18
勸奨退職	2	2	1							5
普通退職	9	1			1		14		1	26
期間満了	7				3		1		1	12
懲戒免職	1									1
派 遣	3									3
合 計	27	5	4	2	5	1	18	1	2	65

※「期間満了」は、再任用職員及び任期付職員の期間満了による減員です。

※「派遣」は、魚沼地域特別養護老人ホーム組合（八色園）への派遣及び県から派遣の指導主事の割愛退職による減員です。

(3) 各年の一般職員数（県からの派遣職員及び任期付短時間勤務職員除く）

令和6年4月1日	1,008人（男534人、女474人）
令和7年4月1日	1,034人（男544人、女490人）

(4) 一般職員数の状況（県からの派遣職員及び任期付短時間勤務職員除く）

① 一般職員数の推移（各年度4月1日）

（単位：人）

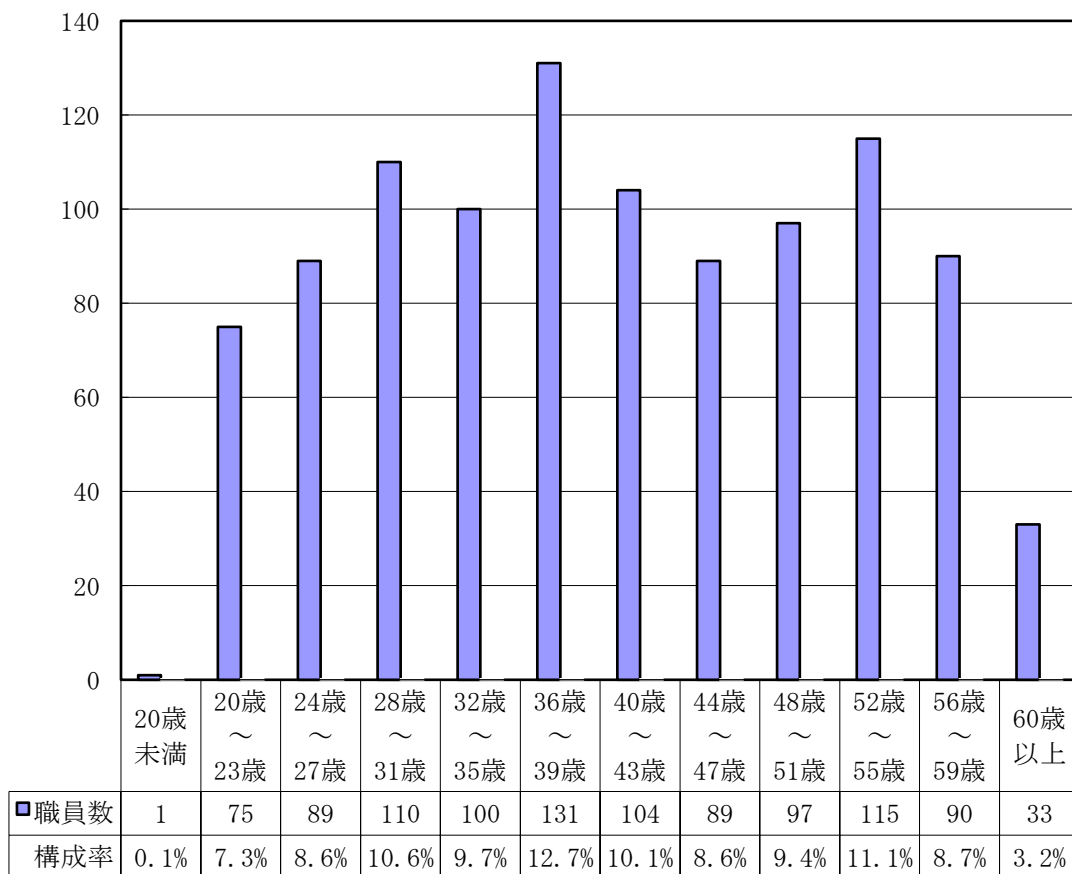
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
職員数	969	975	988	1,008	1,034

② 部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）

（単位：人）

区 分		一般職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年度	令和7年度		
一般行政部門	議 会	4	4	0	市民センター体制見直しによる減など 長寿いきいき係の新設による増など 新健診施設の建設にかかる業務のための増など 南魚沼市家畜診療所の閉所による減など 道の駅再整備準備室の新設による増など 交通施策の推進のための体制強化による増
	総 務	99	103	4	
	税 務	23	23	0	
	民 生	185	193	8	
	衛 生	45	49	4	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	24	22	-2	
	商 工	14	16	2	
	土 木	32	33	1	
	小 計	428	445	17	
特別行政部門	教 育	64	62	-2	学校給食委託に伴う体制変更による減など 消防体制の強化などによる増
	消 防	106	107	1	
	小 計	170	169	-1	
公営企業等会計部門	病 院	340	350	10	市立病院群の医療資源の再編による増など
	水 道	14	14	0	
	下 水 道	11	11	0	
	そ の 他	45	45	0	
	小 計	410	420	10	
合 計		1,008	1,034	26	

③ 年齢別職員数構成の状況（令和7年4月1日現在）



(注) 職員数は一般職に属する職員数です。ただし、県からの派遣職員及び任期付短時間勤務職員は除いています。

(注) 区分毎の構成率については小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

(5) フルタイム会計年度任用職員

① 令和6年4月1日採用

フルタイム会計年度任用職員の採用 ※		計	18人
	事務職員		3人
	運転員		4人
	保育士		11人

※「フルタイム会計年度任用職員の採用」は、常勤職員と週の勤務時間が同じ職員を期間を定めて採用するものです。

② 令和6年4月2日～令和7年3月31日採用

フルタイム会計年度任用職員の採用		計	1人
	保育士		1人

③ 令和7年4月1日採用

フルタイム会計年度任用職員の採用		計	7人
	事務職員		3人
	運転員		1人
	保育士		1人
	医師		1人
	看護師		1人

④ 令和6年度退職者数

事務職員	1人
保育士	5人

⑤ 各年の職員数

令和6年4月1日	20人（男5人、女15人）
令和7年4月1日	22人（男6人、女16人）

⑥ フルタイム会計年度任用職員数の推移（各年度4月1日）

（単位：人）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
職員数	3	2	2	20	22

⑦ 部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）

区 分		令和6年度	令和7年度
一般行政部門	—	18人	18人
特別行政部門	教 育	2人	1人
公営企業等会計部門	病 院	0人	3人
合 計		20人	22人

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事考課制度について

南魚沼市では、職員の勤務成績を公正、的確かつ継続的に評価し、その結果を職員の能力開発及び指導育成に役立て、任用及び給与等の処遇に反映させることによって、公正な人事管理を行うことを目的として人事考課制度を実施しています。人事考課の結果は人材育成、昇給、勤勉手当、配置管理等に活用しており、制度の見直しも適宜行っています。

(2) 人事考課制度の概要

① 評価方法の概要

評価基準に基づき、一定期間内に発揮された職務遂行能力を評価する「能力評価」と、目標管理の方法を用いて、一定期間内の業績を評価する「業績評価」との2本立ての評価を実施しています。

② 評価期間

能力評価：令和6年1月1日～令和6年12月31日

業績評価：令和6年3月1日～令和7年2月28日

③ 評価結果（評価は5が最高）

ア. 能力評価（主に昇給に関して活用）

評価	5	4	3	2	1	合計
人数	6人	86人	796人	26人	1人	915人
割合	0.7%	9.4%	87.0%	2.8%	0.1%	100%

イ. 業績評価（主に勤勉手当の支給に関して活用）

評価	5	4	3	2	1	合計
人数	4人	178人	709人	16人	1人	908人
割合	0.4%	19.6%	78.1%	1.8%	0.1%	100%

※割合については小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和6年度 普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度 人件費率
人 52,391	千円 43,573,678	千円 1,006,462	千円 5,824,059	% 13.4	% 13.6

※ 普通会計とは、一般会計から包括支援事業費を除いたもの。自治体の財政状況を比較するために設けた統計用の基準となるもの。

※ 人件費には、給料、職員手当、退職手当負担金および共済費ならびに特別職に支給される給料、報酬費等が含まれますが、児童手当は含まれません。

(2) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

	南魚沼市	県内市平均	類似団体平均	全国市平均
令和5年	93.1	95.4	97.7	98.6
令和6年	94.0	95.4	97.7	98.6

※ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

※ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況（令和6年4月1日現在）

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

【表中の内容について】

※1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における基本給の平均です。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※3 「平均給与月額（国ベース）」とは、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を除いたもの）で再計算したものです。

ア 一般行政職（事務職）

区 分	平均年齢	平均給料月額 ※1	平均給与月額 ※2	平均給与月額 (国ベース) ※3
南魚沼市	41.5 歳	296,047 円	342,014 円	320,712 円
新潟県	44.2 歳	332,538 円	412,564 円	364,814 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.8 歳	319,556 円	376,793 円	345,890 円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額 ※ 1	平均給与月額 ※ 2	平均給与月額 (国ベース) ※ 3
南魚沼市	51.8 歳	305,072 円	337,542 円	322,388 円
うち学校給食員	53.1 歳	324,433 円	340,314 円	329,344 円
うち学校校務員	54.9 歳	307,960 円	330,306 円	326,794 円
うち自動車運転員	51.3 歳	306,592 円	372,092 円	328,672 円
新潟県	55.8 歳	322,579 円	358,420 円	341,011 円
国	51.2 歳	288,144 円	—	330,553 円
類似団体	53.8 歳	312,837 円	336,390 円	324,492 円

ウ 福祉職（保育士）

区 分	平均年齢	平均給料月額 ※ 1	平均給与月額 ※ 2	平均給与月額 (国ベース) ※ 3
南魚沼市	39.6 歳	291,331 円	314,345 円	306,157 円
国	44.1 歳	337,496 円	—	386,299 円
類似団体	40.4 歳	298,172 円	331,834 円	313,225 円

エ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額 ※ 1	平均給与月額 ※ 2	平均給与月額 (国ベース) ※ 3
南魚沼市	42.2 歳	310,729 円	339,321 円	327,037 円
国	48.1 歳	325,124 円	—	365,921 円
類似団体	41.1 歳	311,222 円	370,006 円	325,734 円

オ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額 ※ 1	平均給与月額 ※ 2	平均給与月額 (国ベース) ※ 3
南魚沼市	39.2 歳	312,149 円	386,276 円	341,293 円
類似団体	39.1 歳	305,711 円	382,925 円	335,637 円

② 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		南魚沼市	新潟県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	164,000 円	169,000 円	—
	中 学 卒	155,300 円	155,300 円	—
福 祉 職	短 大 卒	179,100 円	—	—
保 健 職	大 学 卒	225,800 円	—	—
看 護 職	大 学 卒	232,800 円	—	—
	短 大 3 卒	228,500 円	—	—
消 防 職	大 学 卒	227,600 円	—	—
	高 校 卒	191,800 円	—	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	253,211 円	329,633 円	358,578 円	364,463 円
	高校卒	228,517 円	—	—	359,700 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	309,260 円
福 祉 職	大学卒	224,280 円	—	—	—
	短大卒	235,850 円	299,740 円	342,225 円	365,300 円
看護・保健職	大学卒	—	332,367 円	—	—
	短大卒	—	—	—	—
消 防 職	大学卒	—	348,950 円	—	—
	高校卒	—	—	—	383,900 円

- ※ 1 該当する職員が少数の場合は、近時の年齢階層の職員の平均値で記載してあります。
2 近時の年齢階層を含めても少数の場合または該当する職員がいない場合は「—」で表示してあります。

(4) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・技師の職務	47 人	15.5 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主事・技師の職務	65 人	21.5 %	208,000 円	305,200 円
3 級	主任の職務	78 人	25.7 %	240,900 円	351,000 円
4 級	係長・主幹・副参事の職務	74 人	24.4 %	271,600 円	382,000 円
5 級	次長・課長・参事の職務	31 人	10.2 %	295,400 円	394,000 円
6 級	部長・会計管理者・議会事務局長の職務	8 人	2.6 %	323,100 円	411,300 円

- ※ 1 南魚沼市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
3 構成比については小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

(5) 昇給期間短縮等の状況

成績昇給は実施していません。

(6) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和6年度）

南魚沼市（一般行政職）	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,471 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級等による加算措置

② 退職手当（令和 6 年度）

南魚沼市（一般職員）			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他加算措置 定年前早期退職特例措置 （退職時特別昇給 無 ）			その他加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率 2～45%）		
1 人当たり平均支給額 2,944 千円 17,287 千円					

③ 特殊勤務手当（令和 6 年度 普通会計決算）

支給実績(令和 6 年度決算)			2,362 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(令和 6 年度決算)			30,671 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和 6 年度)			12.9%
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
防疫等作業手当	各課関係職員	感染症防疫作業・行旅病人及び精神障害者の救護に従事した場合	日額又は一回あたり 500 円
死体処理等手当	医師以外の福祉保健関係職員	死体処理又は解剖補助の作業に従事した場合	1 件当たり 1,100～3,000 円
消防特殊業務手当	消防職員	特に危険等を伴う消防特殊業務に従事した場合	1 件当たり 200～500 円

④ 時間外勤務手当（各年度 普通会計決算）

支給実績（令和 6 年度決算）	198,498 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	364 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	155,388 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	282 千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

⑤ その他の手当（令和 6 年度 普通会計決算）

手当名	内容及び 支給単価	国の 制度 との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和 6 年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均年額 (令和 6 年度決算)
扶 養 手 当	被扶養者 6,500～10,000 円	同		70,869 千円	265,428 円
住 居 手 当	借間 ～27,000 円	異	支給金額	30,411 千円	301,097 円
通 勤 手 当	2 km 以上 3,000～24,500 円	異	区分細分化	41,237 千円	86,814 円
管理職手当	管理職員 18,000～65,000 円	異	定額支給	28,364 千円	535,170 円
寒冷地手当	11～3 月支給 8,200～19,800 円	同		40,747 千円	71,992 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休憩時間の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	勤 務 時 間		休 憩 時 間
	始業時刻	終業時刻	12時00分～13時00分
一般行政職	8時30分	17時15分	

(2) 休暇の取得状況（各年1月1日から12月31日までの取得状況）

	1人当たり平均取得日数	
区 分	令和5年	令和6年
年次有給休暇	14.9日	14.6日

※一般職員で市長部局に勤務する職員のうち、技能労務職、交替制勤務者、暦年途中の採用及び退職者並びに育児休業者を除く。

(3) 休暇の種類（令和6年4月1日現在）

種 類			取 得 可 能 期 間 等
年次有給休暇			1暦年に20日付与(4月採用者は15日) 翌年に20日を限度に繰越し、1日又は1時間単位で取得可能
特 別 休 暇	母 性 保 護	産前・産後	産前8週間 産後8週間
		女性	1回について2日以内で必要とする期間
		生児保育	1日2回各30分以内
		妊産婦の健診等	その都度必要とする時間(回数は妊娠週等により異なる。)
		妊婦の通勤緩和	1日につき1時間を超えない範囲で必要とする時間
	慶 弔	忌引	死亡した者との関係で異なる
		父母の追悼	1日の範囲内(父母の死後15年まで)
		結婚	連続する5日以内で必要とする期間
	看 護 等	家族看護	1暦年につき8日の範囲内(もしくは12日)
		配偶者の出産	その都度2日以内で必要とする期間(入院時から出産後2週間経過までの間)
	災 害	伝染病、自然災害による 交通遮断、住宅破壊等	その都度必要とする期間
	公 権 公 務	選挙権の行使	その都度必要と認められる期間
		証人等として出頭	その都度必要と認められる期間

特 別 休 暇	そ の 他	夏季	5 日間(6 月から 10 月の間で取得)
		骨髄ドナー	その都度必要とする期間
		ボランティア	1 歴年につき 5 日の範囲で必要とする期間
療 養 休 暇		公務上の負傷、疾病	任命権者が必要と認める期間
		結核性疾患	1 年間の範囲内
		その他の負傷、疾病	90 日の範囲内
介 護 休 暇		配偶者、父母、子等の介護	3 回以下、かつ合計 6 月以下の期間内において必要と認められる期間 (当該期間内は無給)
介 護 時 間		配偶者、父母、子等の介護	連続する 3 年の期間において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる期間(当該期間内は無給)
組 合 休 暇		登録された職員団体の活動	1 暦年につき 30 日以内(無給)
育 児 休 業 部 分 休 業		育児休業	子の 3 歳の誕生日の前日まで (男性も取得可能)
		部分休業	1 日 2 時間を超えない範囲 (男性も取得可能)
出生サポート休暇			1 暦年につき 5 日 (もしくは 1 0 日) の範囲で必要とする期間

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況（令和6年度）

区分	令和5年度以前から継続取得			令和6年度新規取得		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
育児休業	34人	1人	33人	37人	12人	25人
部分休業	7人	0人	7人	19人	1人	18人

(2) 介護休暇の取得状況（令和6年度）

区分	令和5年度以前から継続取得			令和6年度新規取得		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
介護休暇	0人	0人	0人	0人	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和6年度）

(1) 分限処分の状況

①分限処分者数及び処分事由

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよいくない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障による場合	0人	0人	31人	0人	31人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少等により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人	0人

※ 分限処分とは、勤務実績がよいくない場合や心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合に、公務能率の維持を目的として行われる職員の意に反する処分。

※ 処分者数は延べ人数。

②休職者の状況

区分	令和5年度以前からの休職者	令和6年度新規の休職者	合計
心身の故障	5人	7人	12人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

①懲戒処分の件数及び処分事由

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計	理由
法令に違反した場合	0人	0人	0人	1人	1人	横領、公金官物処理不適正
職務上の義務違反 または職務を怠った場合	2人	4人	0人	0人	6人	監督責任等
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	3人	0人	0人	3人	公務外非行等
合計	2人	7人	0人	1人	10人	

※ 懲戒処分とは、法令違反、義務違反等に対して、規律、秩序の維持を目的として科す職員の意に反する処分。

7 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的実現するため、地方公務員法によって法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの服務上の制約が課されています。

◎ 服務規律順守のための取組の状況（令和6年度）

「綱紀肅正」に関する通知（年末年始含む）	2回
「選挙における服務規律の確保」に関する通知	2回

8 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日施行の改正地方公務員法において、公務の公平性を確保するため、退職管理の適正化に関する規定が定められました。

退職後に再就職した元職員が、再就職先に関する契約・処分等に関して、退職後2年間、現役職員に対して、職務上の行為をする（しない）ように要求または依頼すること（＝働きかけ）を禁止しました。

9 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の状況（令和6年度実績）

研 修 名 等		件数等	延べ受講者数
自 己 啓 発 研 修	自己研修制度	3	5
職 場 内 研 修	人事担当課主催 詳細は「 下表① 」	8	207
人 事 担 当 課 主 催	人事考課評価者研修	2	50
	人事考課被評価者研修	5	177
	人事考課説明会	2	53
	ビジネスマナー研修	2	20
	ハラスメント防止研修	2	47
	読解力・コミュニケーション研修	1	25
新 潟 県 自 治 研 修 所 主 催	詳細は「 下表② 」	8	42
新 潟 県 市 町 村 総 合 事 務 組 合 主 催	詳細は「 次ページ③ 」	26	98

① 職場内研修

（単位：日、回、人）

研 修 名		1回当たり 日 数	延べ回数	受講者数
部 門 別	会計課研修	1	1	23
	人権研修「ネット人権侵害と部落差別の現実」（市民課）	1	1	22
	ゲートキーパー養成講座（保健課）	1	1	32
	下水道への降雪時侵入水（不明水）について（下水道課）	1	1	25
	南魚沼のごみ処理について（廃棄物対策課）	1	1	15
	南魚沼市の起業家への支援の現状	1	1	23
	救命講習（消防本部・UI ときめき課）	1	1	5
	防災行政無線使用研修（総務課）	1	8	62

② 新潟県自治研修所主催の研修

※は「eラーニング」

（単位：日、回、人）

研 修 名		1回当たり 日 数	延べ回数	受講者数
階 層 別	主任研修	2	7	14
	係長研修	2	5	12
	課長級研修	2	3	7
専 門 別	簿記・会計Ⅰ（基礎編）	※	—	4
	データの基礎と情報分析	1	2	2
	交渉力を高める	1	1	1
	良い職場を作るコミュニケーション	1	1	1
	読み手の心を動かす資料作成	1	1	1

③ 新潟県市町村総合事務組合主催の研修

(単位：日、回、人)

研 修 名		1 回 当 たり 日 数	延べ回数	受講者数
階 層 別	新採用職員研修	4	2	20
	一般職員研修第 1 部	3	3	12
	一般職員研修第 2 部	3	2	17
専 門 別	税務事務基礎研修	3	1	4
	固定資産税事務基礎研修（課税）	1	1	1
	固定資産税事務基礎研修（家屋評価（木造中心））	2	1	1
	固定資産税事務基礎研修（土地評価）	2	1	1
	市町村民税事務基礎研修（個人）	2	1	3
	徴収事務基礎研修	2	1	2
	財務事務基礎研修	2	1	2
	契約事務基礎研修	2	1	5
	簿記基礎研修	1	1	2
	地方公会計事務基礎研修	1	1	2
	給与事務基礎研修	2	1	1
	マイナンバー制度基礎研修	1	1	1
	説明力向上研修	1	1	2
	ファシリテーター養成研修	2	1	1
	保育士、幼稚園教諭のためのコミュニケーション力向上研修	1	1	5
	業務改善研修	1	1	5
	データ活用力向上研修	1	1	1
	ハラスメント防止研修	1	1	1
	民法基礎研修（総則、物権、債権、家族）	3	1	1
	マニュアル作成研修	1	1	2
	接遇マナー基礎研修	1	1	1
	DX 推進研修	1	1	3
	OJT 基礎研修	2	1	2

10 職員の福祉及び利益の保護状況

(1) 共済組合の給付事業の概要（令和6年度）

南魚沼市の常勤職員は、新潟県市町村共済組合に加入して短期給付（医療給付等）や長期給付（年金等）等を受けることができます。

ア 短期給付事業

法定給付	保 健 給 付	病気、負傷などの場合に支払われる給付（療養の給付、出産費など）
	休 業 給 付	休業した場合に支払われる給付（出産手当金、育児休業手当金など）
	災 害 給 付	災害時に支払われる給付（慶弔金、災害見舞金など）
附 加 給 付		法定給付以外の給付（家族療養費附加金など）

イ 長期給付事業

退 職 給 付	厚 生 年 金	原則として、組合員期間などが10年以上かつ65歳以上であるとき支給
障 害 給 付	障 害 厚 生 年 金	在職中に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障害の状態となったとき支給
	障 害 手 当 金	在職中に初診日から5年を経過する日までの間に症状が固定した時点で、障害厚生年金が支給されない程度の一定の障害状態にあるとき支給。
遺 族 給 付	遺 族 厚 生 年 金	在職中又は退職後に死亡したとき支給

(2) 南魚沼市職員組合共済事業（令和6年度）

ア 事業主負担金（令和6年度決算）

決算額	組合員1人当たり負担額
1,000,500 円	1,500 円

イ 福利厚生事業（事業主負担金及び組合員掛金で運営）

同好会助成等

ウ 給付事業（組合員掛金のみで運営）

結婚祝金、出産祝金、慶弔金、見舞金等

(3) 安全衛生管理（令和 6 年度）

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するため、労働安全衛生法及び南魚沼市職員安全衛生管理規程に基づき、総括管理者、産業医、衛生管理者等の選任や衛生委員会の設置などを行なっています。

(4) 職員の健康管理（令和 6 年度）

職員の健康状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、毎年定期健康診断を実施しているほか、人間ドックの助成を行なっています。

また、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施し、メンタル不調の未然防止に向けた取り組みを行っています。

(5) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に対する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に対する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して地方公共団体の当局が適切な措置を講じるよう要求する制度であり、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。業務状況は下記 1 1 のとおりです。

1 1 公平委員会の業務の状況

当市は、地方自治法第 1 8 0 条の 5 及び地方公務員法第 7 条第 3 項の規定より設置しなければならない公平委員会について、地方自治法第 2 5 2 条の 7 の規定に基づき新潟県市町村総合事務組合において共同設置し、その事務処理をしています。

◎ 新潟県市町村総合事務組合公平委員会の報告（令和 6 年度）

ア 勤務条件に関する措置の要求の件数 0 件

イ 不利益処分に関する不服申立ての件数 0 件